



平成 27 年 8 月 25 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 ジ ー エ ヌ ア イ グ ル ー プ  
代 表 者 名 取 締 役 代 表 執 行 役 社 長 イ ン ・ ル オ  
兼 C E O  
(コード番号:2160 東証マザーズ)  
問 合 せ 先 取 締 役 代 表 執 行 役 ト ー マ ス ・ イ ー ス ト リ ン グ  
C F O  
(TEL. 03-6214-3600)

### F573 の中国における 2 つ目の用途に関する特許査定のお知らせ

当社グループは、中国において、当社グループの主要創薬候補物の 1 つである F573 に関する 2 つ目の新たな特許査定 (※1) を受領したことを、お知らせいたします。

当社グループは F573 を中国において急性肝不全および慢性肝不全急性化の治療薬として開発しております。

今回の特許査定は、内毒素等に起因する特定の肝疾患の予防に関する用途特許で、また、生存率を高めるために F573 を使用する特許を含むものです。(平成 27 年 8 月 11 日開示の F573 についての特許査定は、肝疾患の治療に関する用途特許です)

なお、本件が、平成 27 年 2 月 13 日公表の平成 27 年 12 月期 (平成 27 年 1 月 1 日から平成 27 年 12 月 31 日) の当社連結業績予想に与える影響はないと考えております。

以 上

<ご参考>

(※1)【特許査定について】

各国特許庁の審査によって「特許権を与える価値がある出願発明である」と判断された場合に示される評価です。特許査定の後の特許料を納付することによって、登録特許となり、該当する国において特許権が発生することになります。